

## 公立大学法人京都市立芸術大学中期目標期間評価の評価方針及び評価方法

### 1 趣旨

公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の第2期中期目標期間に係る業務実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）については、以下に示す評価の基本方針及び評価の方法により実施する。

### 2 評価の基本方針

- （1）中期目標に基づき作成された中期計画の実施状況により、中期計画の達成状況を確認する。
- （2）評価に当たっては、法人の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮するとともに、総合的かつ効率的に行うこととする。
- （3）評価を通じて、法人の中期目標の達成状況をわかりやすく示し、市民への説明責任を果たす。
- （4）大学運営の改善等に資するものとする。

### 3 評価の方法

法人が提出する「第2期中期目標期間業務実績報告書」（以下「報告書」という。）に基づいて、中期計画の項目ごとに達成状況を確認する「項目別評価」と、その結果等を踏まえつつ、中期目標の達成状況全体について総合的に評価する「全体評価」により行う。

### 4 評価の手順

#### （1）項目別評価

##### ア 法人による自己点検・評価

法人が作成した中期計画の項目ごとに、法人自らが、以下の4段階の区分により、第2期中期計画の達成状況の評価し、報告書（項目別実施状況）を作成する。

なお、全体的な状況についても、項目別実施状況やこれまでの年度評価における指摘事項等を踏まえ、第2期中期計画の達成状況の評価し、報告書（全体的実施状況）を作成する。

| 評価区分 | 第2期中期計画の達成状況      |
|------|-------------------|
| Ⅳ    | 中期計画を上回って実施した     |
| Ⅲ    | 中期計画を十分に実施した      |
| Ⅱ    | 中期計画を十分には実施できなかった |
| Ⅰ    | 中期計画を実施できなかった     |

#### イ 評価委員会による検証

評価委員会は、法人から提出を受けた報告書に基づき、中期計画の項目ごとに、法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、達成状況について上記の４段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と評価委員の判断が異なる場合には、その理由等を示す。

#### ウ 評価委員会による評定

上記イの検証を踏まえ、中期目標の次の項目ごとに、以下の５段階により達成状況の評価するとともに、特筆すべき点や改善が望まれる点にコメントを付す。

##### 【項目一覧】

|    |                        |
|----|------------------------|
| 第１ | 大学の教育研究等の質の向上に関する目標    |
| 第２ | 業務運営の改善及び効率化に関する目標     |
| 第３ | 財務内容の改善に関する目標          |
| 第４ | 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標   |
| 第５ | キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標 |
| 第６ | その他の業務運営に関する重要目標       |

##### 【評価基準】

| ランク | 評定                        | 判断基準（目安）      |
|-----|---------------------------|---------------|
| S   | 中期目標・中期計画の達成状況が非常に優れている   | 評価委員会が特に認める場合 |
| A   | 中期目標・中期計画の達成状況が良好である      | すべてⅣ又はⅢ       |
| B   | 中期目標・中期計画の達成状況が概ね良好である    | Ⅳ又はⅢの割合が９割以上  |
| C   | 中期目標・中期計画の達成状況が不十分である     | Ⅳ又はⅢの割合が９割未満  |
| D   | 中期目標・中期計画の達成状況に重大な改善事項がある | 評価委員会が特に認める場合 |

※上記の判断基準は目安であり、社会情勢等の変化による進捗の遅れ等を勘案し、総合的に判断する。

## (2) 全体評価

項目別評価結果及び報告書の「全体的実施状況」欄の総括的な記述等を踏まえ、第2期中期目標期間の業務実績全体について、記述式により総合的に評価する。

なお、評価を通じて得られた大学運営に関する課題や改善事項等についても、併せて記載するものとする。

また、評価制度が大学運営の検証という役割に加えて、大学の活動状況を市民に公表する役割も担っていることから、大学の特色ある取組や工夫等については、積極的に評価するものとする。

## 5 法人の意見申立て機会の付与

評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、法人に中期目標評価結果案を示し、意見申立ての機会を付与する。

## 6 評価結果の決定・公表

- (1) 評価結果は、法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、必要があると認めるときは、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。
- (3) 評価委員会は、前2号の中期目標評価結果及び改善勧告の内容を市長に報告するとともに公表する。
- (4) 市長は、前号の報告を受けたときは、議会に報告する。

## 7 評価スケジュール

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 令和6年6月 | 報告書作成、提出（法人）              |
| 7月     | 中期目標期間評価の実施（評価委員会）        |
| 9月     | 中期目標期間評価結果の市長への報告等（評価委員会） |